

しまね縁結び応援団募集事業実施要綱

1 目的

未婚化・晩婚化の要因の一つである「社会環境の変化による独身男女の出会いの場の減少」の解消に向け、独身男女に対し出会いの場を提供する企業・店舗・各種団体等（以下「企業・団体等」という。）を「しまね縁結び応援団」（以下「応援団」という。）として募集し、企業・団体等が企画する出会いの場の取り組みを情報発信することにより、独身男女に出会いのきっかけを提供することを目的とする。

2 応援団の登録

（１）登録企業・団体等の資格

本事業の趣旨に賛同しており、以下のすべての要件を満たしている企業・団体等。

ア 県内に拠点がある民間企業、NPO法人、団体、個人であること。県外に拠点がある場合は、島根県内の独身男女を主な対象とする、または島根県外の独身男女との交流を図る出会いイベント、婚活セミナー等（以下「イベント等」という。）を実施する企業・団体等であること。

イ 法令や公序良俗に反している又はその恐れがある活動を行う企業・団体等でないこと。

ウ 特定の政党、政治団体又はこれに類する団体の利益になる恐れのある活動を行う企業・団体等でないこと。

エ 特定の宗教団体又は特定の教養の普及を目的とする団体の利益になる恐れのある活動を行う企業・団体等でないこと。

オ 特定の商品の販売・販売の斡旋、当事業以外の業務への勧誘を行うなどの活動を行う企業・団体等でないこと。

カ 個人情報適切に管理できること。

（２）登録方法等

（ア） イベント等を計画及び実施する企業・団体等は、事前に一般社団法人しまね縁結びサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に「しまね縁結び応援団参加申込書」（様式１）（以下「登録申込書」という。）を提出する。

（イ） サポートセンターは、登録申込書を審査の上、「登録証」（様式２）を送付するとともに、応援団の情報をサポートセンターのホームページに掲載する。

（ウ） 応援団の活動を停止する場合、又は（１）の要件に該当しなくなった場合には、速やかに、応援団活動停止等届出書（様式３）をサポートセンターに提出すること。

（エ） 応援団は、「しまね縁結び応援団」の名称を用いて事業のPRを行うことができる。

(3) 登録の取消

サポートセンターは、応援団が2の(1)に掲げる要件に該当しなくなったと認めた場合、又は4の(1)及び4の(2)の事項に反するものと認めた場合は、登録を取り消す。

3 イベント等の情報配信

(1) 対象となるイベント等

県内の独身男女を対象に、応援団がそれぞれの特性を活かし自ら企画・運営し、県内において開催するイベント等。

県外で開催する場合は、島根県内在住の独身男女を主対象とするもの、または島根県内外の独身男女の交流を図るイベント等。

ただし、次に該当するイベント等の情報配信は行わない

- ・参加者に会員登録を求めるもの、または、参加費以外の費用（入会金、年会費等）を求めるイベント等
- ・参加対象が極めて限定される等、サポートセンターが不適切と判断するイベント等

(2) 配信方法等

ア 応援団は、イベント等の企画を行った場合、速やかに、サポートセンターに配信の申請を行う。

イ サポートセンターは、以下の情報を、メールマガジン「恋みくじ」により配信するとともに、サポートセンターのホームページに掲載する。

- (ア) イベント等名称・内容
- (イ) 開催日時、場所（名称、住所）
- (ウ) 参加資格・要件、募集定員
- (エ) 参加費用
- (オ) 申込方法、選考方法
- (カ) 申込・問合せ先
- (キ) その他イベント等の実施に関し必要と認めた内容

4 イベント等の実施

(1) 遵守事項

ア 個人情報の保護

- (ア) イベント等の実施にあたり、参加者から収集する情報は、氏名や連絡先（電話またはメールアドレス）など必要最低限の情報のみとすること。
- (イ) イベント等の実施により知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律

に基づき適正に取り扱うこと。

(ウ) イベントへの申込者や参加者の秘密及び個人情報、応援団の責任の下に管理することとし、本人の承諾を得ずに他の目的に利用しないこと。

(エ) 参加者の個人情報については、事前・事後を問わず、本人以外からの問い合わせには答えないこと。(参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせること。)

イ 適正かつ健全なイベント等の実施

(ア) 次の各号に該当するイベント等を行わないこと。

- ・ 法令や公序良俗に反すること
- ・ 特定の政党、政治団体又はこれに類する団体の利益になる恐れのあること
- ・ 特定の宗教団体又は特定の教養の普及を目的とする団体の利益になる恐れのあること
- ・ 特定の商品の販売・販売の斡旋、当事業以外の業務への勧誘を行うこと

(イ) 参加者からの苦情等については、主催者が責任をもって対応すること。

(2) 結果報告

応援団は、イベント等終了後10日以内にサポートセンターへ開催結果を報告すること。

(3) その他

ア イベント等の実施に係る経費は応援団が負担すること。(参加者から参加費の徴収は可)

イ イベント等参加者からの苦情等があった場合には、サポートセンターは事実を確認の上、2の(3)に準じて登録を取り消すことができる。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども・子育て支援課長が別に定める

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。